同報系防災行政無線及び附属設備の取扱いに関する確認書(例)

栃木市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、甲乙間で令和〇年〇月〇日付けで締結した土地建物売買契約書第1条に定める売買物件(以下「当該物件」という。)に存在する甲所有の同報系防災行政無線及び附属設備(以下「無線等」という。)に関する当該物件の所有権移転後の取扱いについて、下記のとおり合意する。

記

- 1. 乙は、甲が当該物件の一部を無線等の敷地として使用すること及び無線等への電源供給に当たり当該物件に存在する柱と敷地上空を使用することを認める。使用の範囲については、平常時は別添位置図の黄色に着色された範囲とするが、保守・修繕等の作業を行う際は、作業に必要な範囲で当該物件を使用するものとする。
- 2. 当該物件の使用に際して、甲から乙に対する金銭の支払い義務は生じないものとする。ただし、甲の故意又は過失により乙に損害を与えた場合は、この限りでない。
- 3. 乙は、甲が無線等の保守・修繕等の作業を行う際には、作業員及び車両が当該物件へ立ち入ることを認めるなど作業へ協力するものとする。甲は、保守・修繕等の作業を行う際には、作業を行う旨を事前に乙へ連絡するものとする。ただし、緊急の際は、この限りでない。
- 4. 乙は、当該物件の所有権を第三者へ譲渡する際には、本確認書の事項を譲受人へ継承させるものとする。
- 5. 本確認書の取扱いについては、当該物件の所有権が乙へ移転したときからとする。
- 6. 上記各事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

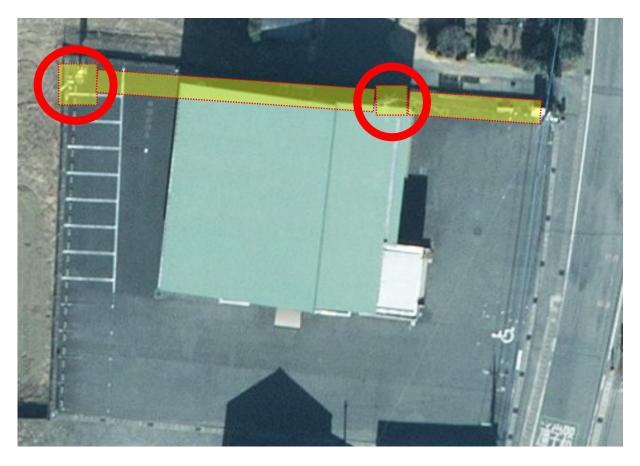
以上

上記合意を証するため、本確認書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

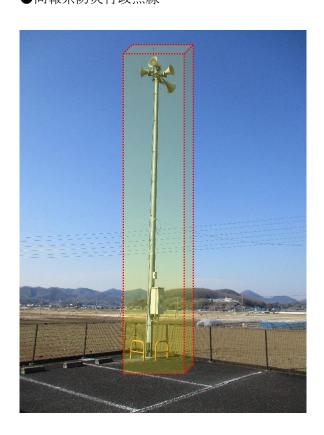
令和 年 月 日

甲	<u>任</u>	<u></u>	栃木巾万町9番25号				
			栃木市				
	氏	名	市長	大川	秀子	印	
			(危機管理	課扱い)			_
乙	<u>住</u>	所					
	氏	名				印	

●同報系防災行政無線、電源供給に使用する柱位置図及び使用範囲



●同報系防災行政無線



●電源供給に使用する柱

